

遠隔地規程（遠隔諸費用）

調査の対象地域は原則東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県・山梨県の一部など首都圏で対応致します。但し増改築等工事証明書および住宅省エネルギー性能証明書(検査省略の場合)は全国を対象とします。首都圏以外でも対応出来る場合がありますのでご相談下さい
検査物件が遠方の場合には以下の遠方費用を別途加算します（但し離島を除きます）

- ① 弊社事務所(東京都東大和市)から概ね片道 20 km未満は加算 0 円
- ② 片道 20 km以上は 2,000 円(税込 2,200)を加算し、以降 10 km増えるごとに 1,000 円(税込 1,100)を加算します
- ③ 片道 100 km以上は 13,000 円(税込 14,300)を加算し、以降 10 km増えるごとに 1,300 円(税込 1,430)を加算します

* 現地までの距離は一般道距離、高速道距離、鉄道距離の場合があります

* 遠隔地割り増しが必要な場合は再検査費用、不適の場合の費用等にも必要になります

* 増改築等工事証明書等の発行は現地調査を行わず書類と写真で審査する為全国を対象としています